

議案第123号

大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例案

大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準) 第3条 第1条の基準は、次条から第11条までに定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「設備運営基準」という。）（第22条、第23条第1項、第34条第1項及び第42条並びに附則第2条及び第5条を除く。）及び <u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）附則第2項（設備運営基準に係る部分に限る。）</u> に定めるところによる。	(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準) 第3条 第1条の基準は、次条から第11条までに定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「設備運営基準」という。）（第22条、第23条第1項、第34条第1項及び第42条並びに附則第2条及び第5条を除く。）に定めるところによる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月26日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

家庭的保育事業等の職員に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、こ

の案を提出する次第である。